

姫路赤十字訪問看護ステーション 重要事項

1 事業者の概要

事業者名称	日本赤十字社
所在地	東京都港区芝大門 1-1-3
法人種別	(日本赤十字社法に基づく)認可法人
代表者名	日本赤十字社 社長 清家 篤
電話番号	03-3438-1311
設立年月日	1877年(明治10)年5月1日

2 事業所の概要

事業所名称	姫路赤十字訪問看護ステーション
所在地	姫路市下手野 1 丁目 12 番 2 号
管理者名	世良 優子
電話番号	079-292-0009
FAX番号	079-299-0014
開設年月日	1999(平成11)年12月1日
指定事業所番号	2864090135
営業日	月～金曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時00分
休業日	土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日) および日本赤十字社創立記念日(5月1日)

3 事業所の目的と運営方針

<事業目的>

利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り健康で自立した日常生活を営むことができるよう主治医およびかかりつけ医とも連携を取り、快適な在宅療養が継続できるように支援することを目的として、訪問看護サービスを提供します。

<運営方針>

利用者の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質が向上する訪問看護サービスを提供します。

各市町の調整チームならびに他の関係諸機関との連携・調整を図り、在宅療養に効果的なサービスを提供します。

4 事業の実施地域

通常の事業の実施地域:姫路市(家島町除く)・揖保郡太子町・たつの市(新宮町除く)

5 職員配置状況

当事業所では、利用者に対して訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

管理者 1名（看護師兼務） 看護師 6名以上

6 身分証明書の携帯

訪問看護師は、訪問時に身分証となるものを携帯し、初回訪問時及び利用者または、その家族の求めに応じて提示します。

7 担当者の変更

訪問時には、利用者及びその家族の同意を得た上で訪問看護師を決定します。また訪問看護師の変更については、事業所で相談に応じます。

当事業所では、訪問看護師の交替により、サービス利用上の支障がないよう配慮し、訪問看護サービスを提供します。

8 当事業所が提供するサービス

1) サービス提供の手順

介護サービス計画の決定(居宅介護支援事業所)



かかりつけ医の訪問看護指示書が必要



訪問看護サービスの開始

2) サービス提供に際する同意書について

当事業所では、利用者に対して、サービス提供に際して、訪問看護計画同意書を作成し、利用者の同意を得た上で訪問看護サービスを提供します。

< サービスの内容 >

健康相談	健康チェックと注意点と助言・病状の観察症状についての助言・心の健康チェック 24時間対応加算の場合、緊急連絡に相談等対応
日常生活の看護	清潔の保持、食生活の援助、排泄のケア、療養環境の整備、寝たきり・床ずれ予防のケア、散歩等の介助、コミュニケーションの援助
在宅リハビリテーション看護	体位変換、関節等の運動、日常生活動作の訓練、日常生活用具の利用相談
各種評価	日常生活動作、介護状況、生活、家族、身体機能、福祉用具の選定、精神機能・高次脳機能等の評価
訓練・生活指導	基本動作訓練・指導、家族指導、生活指導、日常生活動作訓練・指導、生活関連動作訓練・指導

精神・心理面の看護	不安な精神・心理状態のケア、日常生活自立の支援、社会生活への復帰援助
認知症の看護	認知症のケアと相談、悪化防止のケア、事故防止のケア
検査治療促進のための看護	慢性疾患の看護、療養生活の指導・相談、留置カテーテル等の管理、床ずれその他の創部の処置、服薬指導・管理、その他医師の指示による検査・処置
介護者の相談	あらゆる病状・介護・日常生活の関する相談、精神的支援
社会福祉サービスの利用法	市町村の在宅福祉サービス、その他の保健・医療・福祉サービスの紹介
終末期の看護	苦痛の緩和、尊厳の維持、終末の準備、家族への対応

9 医療保険利用時のサービス利用料金

1) 基本利用料

	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
月の初回訪問日	18,780 円	1,880 円	3,760 円	5,630 円
2日目以降の訪問日	8,550 円	855 円	1,710 円	2,565 円

週 4 回(日曜日起算)以上の頻回訪問は金額が変わりますので、お問い合わせください。

2) その他のサービスの加算と利用料

(1)利用料金

名称	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	
24 時間対応体制加算	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	
特別管理加算	I	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	II	2,500 円	250 円	500 円	750 円
乳幼児加算(6 歳未満)	該当疾病・病状	1,800 円	180 円	360 円	540 円
	上記以外	1,300 円	130 円	260 円	390 円
緊急訪問看護加算	14 日まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円
	15 日以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
長時間訪問看護管理加算	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	
夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円	210 円	420 円	630 円	
深夜訪問看護加算	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	
看護師複数名訪問看護加算	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	
1日複数回の訪問	2回目	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	3回以上	8,000 円	800 円	1600 円	2,400 円

退院時共同指導加算		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
退院時共同特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円
情報提供療養費(①②③)		1,500 円	150 円	300 円	450 円
ターミナルケア加算	①	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
	②	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
専門管理加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円
ベースアップ評価料	(Ⅰ)	780 円	80 円	160 円	230 円
	(Ⅱ)	100 円	10 円	20 円	30 円
医療 DX 情報活用加算		50 円	5 円	10 円	15 円

(2)加算の内容

名 称	内 容			
24 時間対応体制加算	24 時間の連絡対応を希望される方のみ月 1 回加算 夜間・営業時間外でも相談や対応をいたします			
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態に該当する状態にある者に、指定訪問看護を行う場合に加算			
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">Ⅰ</td> <td>在宅麻薬等注射指導管理・在宅腫瘍化学療法注射指導管理・在宅強心剤持続投与指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Ⅱ</td> <td>①在宅自己腹膜灌流指導管理/在宅血液透析指導管理/在宅酸素療法/在宅中心静脈栄養法/在宅成分栄養経管栄養法指導管理/在宅自己導尿指導管理/在宅持続陽圧呼吸療法指導管理/在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を越える褥瘡の状態 ④在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者</td> </tr> </table>	Ⅰ	在宅麻薬等注射指導管理・在宅腫瘍化学療法注射指導管理・在宅強心剤持続投与指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	Ⅱ
Ⅰ	在宅麻薬等注射指導管理・在宅腫瘍化学療法注射指導管理・在宅強心剤持続投与指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態			
Ⅱ	①在宅自己腹膜灌流指導管理/在宅血液透析指導管理/在宅酸素療法/在宅中心静脈栄養法/在宅成分栄養経管栄養法指導管理/在宅自己導尿指導管理/在宅持続陽圧呼吸療法指導管理/在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を越える褥瘡の状態 ④在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者			
乳幼児加算(6 歳未満)	6 歳未満の乳幼児の訪問看護を行った場合に加算 超重症児や準超重症児・該当疾病や病状の乳幼児訪問時の加算			
緊急訪問看護加算	緊急の求めに応じて訪問看護を行った際、1 日につき 1 回加算			
長時間訪問看護管理加算	特別管理加算を算定する方と特別訪問看護指示書が出ている方の訪問看護が 90 分を超えた場合週に 1 回加算 ※15 歳未満の超重症児・準重症児・特別管理加算を算定している医療的ケアが必要な児は週 3 回算定可能			

夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)に訪問看護を行った場合に加算	
深夜訪問看護加算	深夜(22時～翌朝6時)に訪問看護を行った場合に加算	
複数名訪問看護算	次のいずれかの状態で、看護職員一人で指定訪問看護が困難である場合、週1回を限度として加算 ① 末期の悪性腫瘍等、厚生労働大臣が定める疾病 ② 特別訪問看護指示期間中で訪問看護を受けている方 ③ 特別管理加算を算定している方 ④ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる方 ⑤ 本人の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる方	
1日複数回の訪問	2回目	その日の基本料金に加算
	3回以上	
退院時共同指導加算	退院にあたり、入院中に医療機関等と共同で在宅生活における必要な指導を行い、文書により提供した際加算	
退院時共同特別管理指導加算	特別管理加算の対象者が退院時共同指導加算を算定時に加算	
退院支援指導加算	難病等、特別管理加算を算定できる利用者について、退院時に在宅での療養上必要な指導を行った場合加算 (1か月に複数回退院があった場合はその回数分)	
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している保健医療機関と月に2回以上情報共有を行い、療養上必要な指導を行った場合に加算	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	状態の急変や診療方針の変更等に伴い、医師の求めにより共同で訪問しカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合に加算	
看護・介護連携強化加算	喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合に加算	
情報提供療養費	①	利用者の在住される市町村等からの求めに応じて情報を提供した時に加算
	②	利用者の通学される諸学校からの求めに応じて情報を提供した時に加算
	③	利用者が保険医療機関等に入院または入所する際に情報を提供した時に加算
ターミナルケア加算	①	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合に加算
	②	特別養護老人ホーム等でターミナルケア支援体制でのターミナルケアを行った場合に加算
専門管理加算	専門研修を受けた看護師が専門的管理を含む訪問看護時の加算	

ベースアップ評価料 (Ⅰ)(Ⅱ)	医療従事者ベース改善の体制評価料
医療 DX 情報活用加算	電子資格確認等のシステムを利用して診療情報を取得、質の高い医療を提供することに係る評価加算

※保険証の負担割合、公費等により自己負担額は異なります。

3) 保険対象外の料金

名 称	内 容	金 額
訪問時間延長	2 時間を超えて 30 分ごとに	1,000 円(非課税)
死後の処置料	死後の処置をした時(希望される場合のみ)	11,000 円(税込)
複写物のコピー	コピー代として1枚につき	10 円/枚+(税)
駐車場利用料	有料駐車場を利用した時	実費

4) 交通費

サービス提供実施地域へのサービス提供で、事業所から片道 10 km 以上の場合は次の金額を請求いたします。

自動車を利用	実施地域内で事業所から片道 10 km 以上
	500 円/1ヶ月 + 税

サービス提供実施地域以外の場合は、自動車を利用した場合は次の金額を請求いたします。いずれの場合もご利用者に文書で説明し同意をいただきます。

自動車を利用	実施地域を超えて 2km 未満	2km を超える場合 2km 毎に
	250 円/回 + 税	250 円/回 + 税

10 介護保険利用時のサービス利用料金

1) 介護予防訪問看護基本料金(1回につき) (地域単価区分:7級 10.21円)

訪問時間帯		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
8時～18時 (通常の時間)	20分未満	303単位	310円	619円	928円
	30分未満	451単位	461円	921円	1,382円
	30～60分未満	794単位	811円	1,622円	2,432円
	60～90分未満	1,090単位	1,113円	2,226円	3,339円

2) 訪問看護基本料金(1回につき) (地域単価区分:7級 10.21円)

訪問時間帯		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
8時～18時 (通常の時間)	20分未満	314単位	321円	642円	962円
	30分未満	471単位	481円	962円	1,443円
	30～60分未満	823単位	841円	1,681円	2,521円
	60～90分未満	1,128単位	1,152円	2,304円	3,455円

「訪問時間」は、看護計画を実施するに当たり必要になる標準的な所要時間です。通常の時間帯(8時～18時)以外の時間帯でサービスを行う場合は、早朝(6時～8時)夜間(18時～22時)25%、深夜(22時～翌朝6時)50%の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

3)その他のサービスの加算と利用料

(1)利用料金

名称		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	(Ⅰ)	350 単位	358 円	715 円	1,072 円
	(Ⅱ)	300 単位	307 円	613 円	919 円
退院時共同指導加算		600 単位	613 円	1,226 円	1,838 円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		600 単位	613 円	1,226 円	1,838 円
特別管理加算(Ⅰ)		500 単位	511 円	1,021 円	1,532 円
特別管理加算(Ⅱ)		250 単位	256 円	511 円	766 円
長時間訪問看護管理加算		300 単位	307 円	613 円	919 円
複数名訪問看護加算 (看護師2名以上)	30分未満	254 単位	260 円	519 円	778 円
	30分以上	402 単位	411 円	821 円	1,232 円
看護・介護職員連携強化加算		250 単位	256 円	511 円	766 円
看護体制強化加算(Ⅱ)(要介護)		200 単位	205 円	409 円	613 円
看護体制強化加算(要支援)		100 単位	103 円	205 円	307 円
ターミナルケア加算		2,500 単位	2,553 円	5,105 円	7,658 円
サービス提供体制加算		6 単位	7 円	13 円	19 円

(2)加算内容

加算の名称	内 容
初回加算	・新規に訪問看護を開始した月に1回のみ加算 ・過去2ヶ月間において訪問看護を受けていない場合で、新たに訪問看護を開始する際加算
	Ⅰ 退院時に初回訪問看護を行った際の加算
	Ⅱ 退院日の翌日以降に初回訪問看護を行った際の加算

退院時共同指導加算	退院にあたり、入院中に医療機関等と在宅療養生活における必要な指導を行い、文書等により提供した際の加算			
緊急時訪問看護加算	営業時間外の連絡・訪問体制を希望される場合			
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態に該当する状態にある者に対して、指定訪問看護を行う場合に加算			
	<table border="1"> <tr> <td>I</td> <td>在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td> ①在宅自己腹膜灌流指導管理/在宅血液透析指導管理/在宅酸素療法/在宅中心静脈栄養法/在宅成分栄養経管栄養法指導管理/在宅自己導尿指導管理/在宅持続陽圧呼吸療法指導管理/在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を越える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 ①～④の状態にある者に対して訪問看護の実施に関する計画的に管理を行っている場合 </td> </tr> </table>	I	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	II
I	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態			
II	①在宅自己腹膜灌流指導管理/在宅血液透析指導管理/在宅酸素療法/在宅中心静脈栄養法/在宅成分栄養経管栄養法指導管理/在宅自己導尿指導管理/在宅持続陽圧呼吸療法指導管理/在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を越える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 ①～④の状態にある者に対して訪問看護の実施に関する計画的に管理を行っている場合			
長時間訪問看護管理加算	特別管理加算対象者に対し、1時間30分以上の訪問看護を行った場合に加算			
看護師複数名訪問看護加算	2人の看護師が同時に訪問看護を行った場合に加算			
看護・介護職員連携強化加算	痰の吸引が必要な利用者に対して、痰の吸引にかかる計画書や報告書の作成、ヘルパーへの助言等を行った場合に算定			
看護体制強化加算	事業所における特別管理加算の算定割合要件を満たし、医療機関連携のもと、在宅療養支援能力向上の支援を実施している事業所に加算			
ターミナルケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合に加算(自宅以外で死亡された場合を含む)			
サービス提供体制加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、県知事に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対し訪問看護を行った場合に加算			

4)保険対象外の料金

介護保険給付の支給限度額を超えたサービス	金額(税込)
複写物の交付に要するもの(コピー代)	10円/枚+税
エンゼルケア(死後の処置)	11,000円(税込)

5)要支援・要介護認定を受けていない場合の利用料

サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきますが、要介護認定等の結果が出た後、自己負担額を除く金額が介護保険からご利用者に払い戻されます。(償還払いといいます)この場合、「サービス提供証明書」を発行します。

6)その他

- ① 保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。この場合も、「サービス提供証明書」を発行します。「サービス提供証明書」を後日、各市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。
- ② 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、利用料を変更します。

7)利用料金の支払い

利用料金は1カ月毎に計算し、翌月に口座引き落としにてお支払いいただきます。正当な理由がないにもかかわらず、3カ月以上遅延し、さらに督促から14日以内に支払いがない場合はサービスの契約を解除した上で未払い分をお支払いいただきます。

11 サービスの利用に関する留意事項

1) 被保険者証の確認

サービスの提供に先立って、医療保険被保険者証または介護保険被保険者証を確認させていただきます。また、サービス提供開始後は、毎月確認させていただきます。なお、被保険者証に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

2) サービス提供を行う訪問看護師

サービス契約時に、利用者およびその家族の同意を得た上で担当の訪問看護師を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師が交代してサービスを提供します。

12 秘密の保持

事業者及び事業所の職員は、正当な理由がない限り、契約者に対する訪問看護サービスの提供にあたって知り得た契約者又は契約者の家族の秘密を漏らしません。

事業者は、事業所の職員が退職後、在職中に知り得た契約者又は契約者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

契約者の個人情報を用いる場合は契約者及び契約者の家族の個人情報を用いる場合は契約者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者又は契約者の家族の個人情報を用いませぬ。ただし、必要な情報提供について同意が得られない為にサービス調整ができず、一体的なサービス提供ができない等の不都合が生じる場合があります。

13 家族などへの連絡

希望があった場合には、利用料金やサービス提供等について、利用者に連絡するのと同様の通知を家族等にも伝えます。

14 記録の保管について

利用者に提供したサービスについて訪問看護記録を作成し、これをサービス終了日から最低5年間保管します。利用者の請求に応じて閲覧でき、複写物を有償で交付します。

15 事故発生時の対応方法および損害賠償について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により当事業者に責を帰すべき事故が発生した場合は、速やかに対処します。

なお、当事業者は、万が一の事故発生に備えて、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の損害賠償責任保険に加入しています。

16 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者に病状の急変があった場合やその他必要な場合は、利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従って必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

17 虐待・身体拘束の防止について

利用者の人権擁護、虐待の防止の観点から虐待の発生又は、その再発を予防するための必要な措置を講じます。

18 サービス内容に関する苦情

当事業所の訪問看護サービス及び個人情報の取扱い等に関する相談・苦情は以下の窓口で承ります。

【事業所の窓口】

姫路赤十字訪問看護ステーション

所在地 姫路市下手野 1 丁目 12-2

電話番号 079-292-0009

受付時間 月～金曜日（祝日、12/29～1/3 と 5/1 を除く）8 時 30 分～17 時

対応責任者 管理者

【市町村の窓口】

姫路市介護保険課

所在地 姫路市安田 4 丁目 1 番地

電話番号 079-221-2923

受付時間 月～金曜日（祝日、12/29～1/3 を除く）8 時 35 分～17 時 20 分

【公的団体の窓口】

兵庫県国民健康保険団体連合会

所在地 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 号

電話番号 078-332-5617

受付時間 月～金曜日（祝日、12/29～1/3 を除く）8 時 45 分～17 時 15 分

19 重要事項の変更について

この重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合は、変更についての書類を交付し、口頭で説明いたします。

20 契約の解約について

利用者は契約の有効期間中、契約を解約することができます。その場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業所に通知するものとします。なお、解約料は発生しません。また、やむを得ず事業所から契約を解約する場合は、1 ヶ月前までに理由とともに通知します。

やむをえない場合とは、

- ① 当事業所の廃止やサービス縮小により、サービスの提供が困難となった場合
- ② 利用者が故意に不実を告げたり、病状を告げなかったりしたために介護方法を大きく変更しなければならないなど、円滑なサービスを提供できなくなる場合
- ③ 利用者の著しい不信行為により、この契約を継続することが困難となった場合
- ④ 利用者が転居するなどして、その居住地が事業所の通常サービス提供実施地域外となる場合や、その他利用者に対して、自ら適切なサービス提供をすることが困難な場合
- ⑤ 3 か月以上利用料を滞納するなど、契約の継続が困難になるような行為を行い、事業所からの申し入れにもかかわらず改善されない場合

また、以下の場合は、契約を終了いたします。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 利用者の心身状況が自立と判定された場合
- ③ 利用者が入院・入所等により利用がない場合